

平成25年度

大阪府の施策推進についての

我が党の見解

平成25年8月

自由民主党大阪府議会議員団



## 大阪府の施策推進についての我が党の見解

大阪府の各種施策の推進にあたって、今般、自由民主党大阪府議会議員団としての見解をとりまとめたので、団の総意として提出する。

提言内容の実現にあたっては、最大の努力をされるよう強く要望する。

平成25年8月7日

大阪府知事

松井一郎殿

自由民主党大阪府議会議員団

幹事長 花谷 充愉

政務調査会長 宗清 皇一

# 目 次

I	南海トラフ巨大地震対策	
1	被害想定 の周知	1
2	防災業務に関する司令塔構築	1
3	被害想定と咲洲庁舎	2
4	防潮堤の地盤改良と耐震補強	3
5	密集市街地整備の促進	4
6	知事の防災に対する姿勢	5
II	新たな大都市制度	
1	現行制度で可能な改革	5
2	都構想の進め方	6
III	府民の目線に立った行財政運営	
1	附属機関委員報酬の適正化	7
2	森林環境税の導入	7
IV	オール府庁で取り組む地域産業支援	
1	中小企業支援	8
2	商店街振興	9
3	PMDA－WESTの機能強化、支援	10
V	誰もが安心できる子育て・社会環境の構築	
1	支援教育、支援学校の充実	10
2	障がい者雇用の促進	11
3	私学助成制度の見直し	11
VI	安心、安全なまちづくり	
1	冬季の電力供給確保	12
2	都市基盤施設維持管理の計画的実施と予算の確保	12
3	警察官増員、交番増設及び信号機の設置	13

## I 南海トラフ巨大地震対策

### 1 被害想定の周知

5月28日、国の中央防災会議ワーキンググループが、南海トラフ巨大地震対策を取りまとめた最終報告書を公表した。また、大阪府においても、6月6日、大阪府防災会議のもとに設置された「南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会」が、地盤の強度や堤防、水門の構造など独自のデータを踏まえた液状化・津波浸水想定等を公表した。

現在府が確定作業を進めている被害想定の方が、国のそれよりも範囲が広く、深刻な被害が発生する予測となっているが、情報発信力の違いやマスコミ報道等により、どうしても国の公表データが注目されがちである。府は速やかに被害想定を確定させ、府民及び関係機関に対し、府被害想定の一層の周知に努めること。

また、府の想定では、液状化により防潮堤等の土木構造物が倒壊、沈下するとしている。府は今後「土木構造物耐震対策検討部会」で、液状化による防潮堤等への影響と、目標とする対策水準等の検証を進めるとしているが、府の被害想定を前提にすると、国想定を上回る整備が必要になる。府は所要の補助、支援が得られるよう国に強く働き掛けること。

### 2 防災業務に関する司令塔構築

南海トラフ巨大地震の新たな知見、被害想定を踏まえ、府内の膨大な施設やインフラへの対策を1日も早く進めなければならない。この膨大な作業を一朝一夕に進めることは困難であり、優先順位を付けて順次進める必要がある。

しかし、府は巨大地震対策に効果が大きいとされている密集市街地対策一つとっても、部局間の連携が図られていない。

これらの事業を着実かつ効果的に進めるためには、全体の進捗管理を担うべき司令塔が庁内にぜひとも必要である。

知事は、先の我が会派からの質問状に対する回答の中で、知事を本部長とする「大阪府防災・危機管理対策推進本部」を設置し、推進本部のもと、全庁挙げて対策に取り組むと回答している。しかし、同本部のメンバーは知事、副知事、危機管理監及び各部局長が網羅されていることから、災害対策の司令塔の役割を機動的に果たせるとは考えにくい。

事業に対する予算編成権は言うまでもなく、決定権、執行能力を備えた司令塔を庁内に作り、意思決定の「見える化」と進捗管理の一元化を図ること。

### 3 被害想定と咲洲庁舎

咲洲地区の地盤について、庁舎移転議論の際の説明では、液状化は、「ほとんどなし」若しくは「程度は小さい」とされ、液状化による庁舎機能への影響は軽微とのことだった。

今回の府の被害想定では、咲洲地区を含む府域の広い範囲で、液状化の可能性が大きくなっている。府は被害想定確定を急ぐとともに、咲洲庁舎への職員参集の影響、庁舎機能の維持について、早急に見解をまとめ、公表すること。

長周期地震動や津波・液状化等の被害想定に基づき、咲洲地区へのアクセスとなる咲洲トンネルや橋梁、業務継続に必要な電気や上下水道などのライフラインにかかる検証が早急に必要であるが、府は国の被害想定や大阪市の災害対策計画等を確認してから検討を始めるとしている。これでは、咲洲庁舎継続の重要な判断基準となる、ライフラインの検証が大きく遅れてしまう。

府は国や大阪市の報告が揃うのを待つのではなく、検証可能なものから早急に取りかかること。

現行の府庁 BCP（事業継続計画）は上町断層帯地震を想定しており、咲洲庁舎設置前のものしかない。今後南海トラフ巨大地震を想定し、大幅な改定を速やかに行う必要がある。

府庁 BCP についても、被害想定が揃うのを待つのではなく、可能なものから早急に見直し作業に着手すること。

今回の被害想定で、咲洲庁舎が庁舎としてふさわしくないことが明らかとなった。

府は咲洲庁舎への影響について、ライフラインへの被害想定も踏まえ検証する、咲洲庁舎の取り扱いについては、長周期地震動の影響や対策と併せて判断するとしているが、液状化の被害想定だけでも、咲洲庁舎が使えないことは明らかである。

咲洲庁舎から速やかに撤退すること。

#### 4 防潮堤の地盤改良と耐震補強

平成 24 年 3 月に策定された「大阪府地域防災計画（基本対策）」では、津波予防対策の検討に当り「発生頻度が高く、大きな被害をもたらす津波」について「海岸保全施設等の整備を進める」ことで対応している。

東海、東南海、南海地震の今後 30 年以内の地震発生確率は 60%～88% で、これまで 100 年から 150 年に 1 度必ず起こっていることから見ても発生頻度は高い。また、3 つの地震が連動して発生する、南海トラフ巨大地震の可能性も指摘されている。海岸保全施設等の補強を急がねばならない。

近い将来発生が予見されている災害に備え、大阪湾や河川に設置され

ている防潮堤等海岸保全施設について、液状化による破堤を防ぐための地盤改良と耐震補強を早急に行い、津波対策に遺漏のないようにすること。

## 5 密集市街地整備の促進

内閣府が公表した「南海トラフの巨大地震に関する津波高、浸水域、被害想定」によると、大阪府において被害が最大となるケースで、建築物被害の9割以上、人的被害の8割以上が、建物の倒壊あるいは地震火災により発生するとしている。

その原因は、木造の老朽化した古い建物が建ち並び、狭い道路が多く公園などの公共的な空間・空き地が少ないため、地震や火事の際に大規模な火災が発生する危険性が高い、密集市街地の存在が大きいと考えられる。

また、国土交通省が発表した「地震時等に著しく危険な密集市街地」調査結果によると、全国197地区、5,745haのうち、大阪府は11地区、2,248haを占めており、面積にして全国の4割が大阪に集中している。

府は、地震時等に大きな被害が想定される密集市街地の防災性の向上や住環境改善のため、密集市街地エリアで老朽住宅の除却や建替え、道路・公園などを整備する市町村を対象に補助金を支出しているが、重点的に事業を進めるという名目で、事業補助対象地域を918haから200haへ、約5分の1にまで縮小している。

近い将来巨大地震発生が予想されるなか、府は被害を最小限に食い止め、何よりも府民の命を守ることを第一に考え、密集市街地整備を促進すること。またそれに必要となる財源を充分確保すること。

## 6 知事の防災に対する姿勢

我が会派が6月26日付「南海トラフ巨大地震対策に関する質問状」で指摘した通り、知事は、5月25日東京で開かれた日本維新の会の会合に出席するため、旭区内の淀川左岸河川敷で開催された「平成25年度淀川水防・大阪府地域防災総合演習」を橋下市長と共に欠席した。

また、知事は、府の地域防災計画を修正するため、昨年3月27日に開催された「大阪府防災会議」を、冒頭のあいさつを述べただけで退席した。さらに、同日開催された、知事が本部長を務める「大阪府石油コンビナート等防災本部会議」には出席すらしていない。

知事は、災害対策に係る行事等への出席について、我が会派の質問に対し、「具体的役割の有無について判断した上で対応する」と回答したが、具体的役割が無いからといって、欠席して良いことにはならない。災害対策訓練等は当然本番を想定して実施しており、知事の言い分が正しいなら、本番で知事は必要ないことになる。

また、現場でどのような対応が行われるか、直接見て確認しておくことは大変重要であり、それを怠ると、本番の際に的確な指示が出せないことになりかねない。

知事は、防災訓練など、災害対策に関する行事は最優先で出席すること。

## II 新たな大都市制度

### 1 現行制度で可能な改革

大都市制度のあり方については、大阪府・大阪市特別区設置協議会、いわゆる法定協議会で、我が会派も参加し議論が行われている。協議会で知事は、大阪都構想の目的は、広域行政の一元化と二重行政の解消及び基礎自治体における住民自治の強化であると述べている。

そのために知事は、大阪市を解体し広域行政を大阪都に一元化するとともに、公選区長と区議会をもつ特別区を設置すると主張している。

我が会派は、広域行政の一元化・二重行政の解消については、「大阪広域戦略協議会」を設置し、府市の連携で戦略・政策を統一することを以前から提案している。住民自治の強化については、区長公選も視野に入れながら、当面、住民投票で区長を選ぶ準公選とし、大阪市会に各区単位の常任委員会を設置することを提案している。

このような都市内分権を進めることで、大幅な組織改革なしに大阪都構想の目的は達成されると考えている。

また、我が会派は、大都市制度の最終目標は道州制にあると考えている。知事も同様の考えと伺っているが、そうであれば、将来無くなる可能性が高い大阪都を、多大なコストと労力をかけてまで目指す理由は無い。

大阪都構想の推進よりも、現行制度下で可能な改革を速やかに進め、アベノミクス効果を最大限活用し、1日でも早い大阪の景気回復に全力を注ぐこと。

## 2 都構想の進め方

都構想を実現する為には、今後、法定協議会で特別区設置協定書を作成、決定し、府市両議会が協定書を承認したのち、大阪市内で住民投票を実施、過半数の賛成を得る必要がある。この他にも膨大な関係法令の修正が必要である。

このように、都構想は決して実現が約束されたものではなく、今後数多くの決定、手続きが必要であるにもかかわらず、都構想の実現を前提に、事務手続きが半ば公に進められている動きが見受けられる。

制度の大幅な改変が伴う以上、ある程度の準備が事前に必要である

ことは理解するが、過剰な対応はあたかも都構想の実現が決まっているかのような、無用の誤解が生じ、府民、市民に大きな損害を及ぼす恐れがある。

知事は都構想関係事務の遂行に当たり、府民や関係機関に誤解が生じないように、きちんとした説明、対応を行うこと。

### Ⅲ 府民の目線に立った行財政運営

#### 1 附属機関委員報酬の適正化

府市統合本部の下に設置される会議は、特別顧問、特別参与として委嘱を受けたメンバーを委員として任命し、日額最高 55,000 円と、特別に高い報酬を支払っている。単に大阪府・市共同の戦略会議だからという理由で、府の単独の附属機関とことさら異なる位置づけとするのは納得できない。

また、特別顧問、特別参与には、従来の附属機関の委員と異なり、会議前の打合せなど、会議以外の活動についても報酬が支払われている。活動の実態から、会議以外の活動も報酬支払いの対象とすることがやむを得ないとしても、少なくとも従来の附属機関の委員と同じ報酬単価である日額 9,600 円にすべきである。

先の 5 月議会で、我が会派の北川議員の指摘に対し、松井知事は「報酬の額は、ミッションの重要性、求められる役割、活動の実態に照らし、それに見合った適正な水準である」と、従来通りの答弁に終始したことは誠に遺憾であり、従来の附属機関委員に対し大変失礼である。

委員報酬の単価は従来の附属機関の委員並に早急に改めること。

#### 2 森林環境税の導入

我が会派は平成 21 年 2 月議会の代表質問において、森林環境税とし

て個人府民税増額を提案した。これにより得られる増収の一部を、放置森林対策など地方自治体が実施する森林整備事業の財源とし、残りを太陽光発電導入促進などの環境関連施策の財源に充ててはどうかという提案であった。

大阪府では実現に至っていないが、森林保全等を目的とする超過課税を導入する自治体は年々増えており、**25**年度では**33**県**1**市で行われている。防災力強化や自然エネルギー確保が求められる今こそ、森林環境税導入に向けて早急に具体的な検討を進めること。

#### IV オール府庁で取り組む地域産業支援

##### 1 中小企業支援

自民党安倍政権の経済政策「アベノミクス」効果で、全国的に景気回復の動きが広がっている。日銀大阪支店は「近畿が全国より景気回復で出遅れているとは言えない」と発表しているが、円安の恩恵が大きい自動車産業を主力とする東海地方などに比べると、国を引っ張るほどの力強さは感じられない。これは、大阪に多い中小企業に、円安による原材料価格上昇や電気料金値上げが重くのしかかっていること、これまで地域経済を牽引してきたパナソニックやシャープなど電機大手の経営が悪化していること、企業の業績回復が、労働者の雇用や賃金へ波及するまでに至っていないことなどが主な理由と考えられる。

大阪の景気回復を確かなものにするためには、地域経済や、住民の生活、雇用を支えている中小企業のさらなる活性化が不可欠である。

また、中小企業活性化のためには、企業の強みとなる知的財産の保護と、有効かつ適正に活用できる環境整備が特に重要と考える。

府は中小企業活性化のため、販路開拓、研究開発、人材育成・確保など、多角的にサポートするとともに、中小企業の持つ知的財産の保

護と活用に努めること。

また、中小企業の債務負担軽減を目的に施行されていた中小企業金融円滑化法が、平成 25 年 3 月末で終了した。府は法律の終了が中小企業の資金繰りに悪影響を及ぼさないよう、商工会、商工会議所等関係機関とも連携して、中小企業の金融、経営改善に取り組むこと。

さらに、先の 5 月議会で「大阪府中小企業融資に関する損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例」が可決、成立した。府の権利を放棄する規定を定める以上、その運用は厳格かつ公正に行うとともに、公正な運用を担保するため、府民及び議会に十分な説明、報告責任を果たすこと。

## 2 商店街振興

商店街は、単にモノやサービス提供だけでなく、街の顔、コミュニティの中心である。街路灯や防犯カメラの設置など、治安対策の一翼も担っており、地域を支える重要な存在である。

府の商店街振興にかかる予算額の推移をみると、平成 19 年度に約 1 億 8 千万円あったものが、平成 24 年度は約 3 千万円、25 年度は約 2 千万円余りと 10%強にまで減っている。また商工労働部の商店街施策担当職員は僅か 6 名で、組織体制、予算ともあまりにも脆弱である。

さらに、最近の商店街振興事業は事業箇所や期間を限ったモデル的事业で、事業終了後の対応は地元市町村任せとなっている。

府は、商店街振興に継続的に取り組むとともに、そのために必要な組織体制、予算を確保すること。事業実施にあたっては、市町村と適切な役割分担を行い、事業実施後は、効果検証をしっかりと行うこと。

### 3 PMDA－WESTの機能強化、支援

大阪の道修町(どしょうまち)は“くすりの町”と呼ばれ、古くから薬業が非常に盛んな地域である。そのようなノウハウを持つ大阪で、医薬品、医療機器分野の国際競争力を強化するため、PMDA(独立行政法人医薬品医療機器総合機構)の西日本の拠点(PMDA－WEST)が本年10月、大阪うめきた内に設置されることとなった。

我が会派は、大阪、関西が持つ、iPS細胞に代表される研究開発、多くの医薬品メーカー、モノづくり中小企業という大きなポテンシャルを生かし、この分野の現場を持つ大阪、関西が存分に力を発揮できるよう、PMDA－WESTの設置を党本部の「日本経済再生本部」に提案してきた。

PMDA－WESTの設置で、創薬や医療機器等の調査・相談が大阪で行えることになったが、今後、承認審査、市販後の安全対策までのフル業務を担えるよう、PMDA－WESTの機能強化を国に強くはたらきかけること。

また、府として日本の創薬支援の中心である大阪彩都にある医薬基盤研究所と連携できるような仕組みをうめきたにつくり、産学マッチングの一層の促進を図ること。

## V 誰もが安心できる子育て・社会環境の構築

### 1 支援教育、支援学校の充実

府教育委員会がまとめた平成24年度版「大阪の支援教育」によると、府内の支援学校、支援学級に在籍する幼児児童生徒数は、平成8年度の11,491名から一貫して増加し、平成24年度には26,401名と、16年間で2倍以上となっている。学齢期の子どもが減少しているなかでも、支援学校、支援学級を必要とする児童生徒は今後も増加することが予想さ

れ、支援教育拠点の「過大、過密化」が進んでいる。

府は、現在当面の措置としている分校の存続も含め、障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育環境の整備、充実を計画的に図ること。

## 2 障がい者雇用の促進

現在、府における障がい者雇用をめぐる情勢は、平成**24**年**6**月時点で、障がい者の実雇用率が**1.69%**（全国**28**位）で法定雇用率（**2.0%**）を下回るとともに、法定雇用率達成企業割合については**44.9%**（全国**44**位）と**5**割にも満たない状況が続いている。

企業の障がい者雇用を促進するには、行政によるバックアップが不可欠である。府として障がい者を雇用する企業を強力にバックアップし、府内の障がい者実雇用率を法定雇用率まで引き上げること。

## 3 私学助成制度の見直し

府内の私立学校は、府民の教育要望に応え、民主主義国家に不可欠な、国民一人一人の多様な価値観の醸成に努力しており、公立学校とともに、大阪の公教育の一翼を担っている。

しかしながら、高校授業料の無償化政策が打ち出されて以降もなお、公私立学校間には著しい公費支出格差が存在している。

府は経常費補助金について、国が財源措置している水準から、小中学校は**25%**、高校は**10%**カットを平成**20**年**8**月から続けており、全国最低レベルの水準が続いている。私立学校施設は、地域の避難所指定を受けているところも多いが、財政的な余裕がないため、避難所運営に不可欠な災害備蓄物資の整備はほとんど進んでいない。さらに府は授業料支援補助金でも生徒一人あたり**58**万円のキャップを設定している。この

ため、大阪の私立学校運営は危機的状況が続いている。

府は、私立学校に対する経常費助成について、少なくとも国の財源措置水準まで復元すること。また、現行の授業料 58 万円キャップ制は直ちに撤廃すること。さらに、避難所運営に不可欠な災害備蓄物資の整備に支援措置を講ずること。

## VI 安心、安全なまちづくり

### 1 冬季の電力供給確保

この冬の関西電力管内の電力安定供給は、原子力発電所の新規制基準に基づく安全審査の経過いかんにかかっており、見通しが立っているとは言えない状況である。万一関電が申請している原子力発電所 4 基の早期の再稼働が全て困難となれば、冬季の電力需給が直ちに逼迫し、計画停電の可能性も皆無とは言えない。少なくとも 10%以上の節電を求めた 11 年度冬のように、厳しい節電を求められる可能性が高い。

また、原発の再稼働が見込めなければ、燃料費の追加負担を補うため、更なる電気料金の値上げも想定されるなど、府民、事業者に深刻な影響を与える恐れが高い。

府は国や電力会社等関係機関と十分調整の上、停電、節電及び電力値上げ対策に必要な予算対応を含め、府民生活、事業活動に支障が生じることの無いよう、万全の措置を講ずること。

### 2 都市基盤施設維持管理の計画的実施と予算の確保

都市基盤施設は、府民生活の安全・安心や大阪の経済活動を支えるものであり、良好な維持管理を行った上で、将来世代に確実に引継いでいくことが重要である。

府民の負託に応え、行政として最低限の責務と役割を果たすために

は、道路や河川など都市基盤施設において、予防保全の取組みを強化し、適切に維持管理を行うことが重要であることは言うまでもない。

都市整備部が平成24年3月に今後10年間の都市インフラ施策の方向性等をまとめた「大阪府都市整備中期計画（案）」では、維持管理費について、平成25年度に260億円まで積み増すこととしている。厳しい財政状況が続く中ではあるが、26年度以降も所定の経費を確保し、予防保全対策に万全を期すべきである。

行政としての責務と役割を果たすため、都市基盤施設の維持管理を計画的に実施するとともに、今後も維持管理経費への予算配分を確保すること。

### 3 警察官増員、交番増設及び信号機の設置

大阪府警察、警察官の日夜の努力により、ひったくりの発生件数は年々低下しているものの、都道府県別では依然としてワースト1であることは残念でならない。防犯力向上のためには、なにより警察力の強化が必要である。警察官の数については、平成25年度当初に大阪府で17名の地方警察官増員が認められたところだが、大阪府警察におかれては、引き続き、警察官の増員に努めるとともに、さらなる安全なまちづくりに取り組むこと。

また、交番の存在は地域住民にとって安全・安心のよりどころとなっており、犯罪防止の観点からも、交番の果たす役割は重要であることを踏まえ、積極的な交番の増設に努めること。

さらに、交通危険箇所へ積極的に信号機を設置するなど、歩行者等の安全確保に努めること。